

人事院公示第3号

人事院は、国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）第4条の2第1項及び人事院規則16—0（職員の災害補償）第17条の規定に基づき、平成2年人事院公示第8号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成30年3月30日

人事院総裁 一宮 なほみ

1 別表中「146」を「147」に、「138」を「139」に、「135」を「136」に、「125」を「126」に、「109」を「110」に、「

107」を「108」に、「105」を「106」に、

99	を
98	

100	に、	平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで	100	を	平成17年 平成18年
98		平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで	100		平成18年 平成19年

4月1日から 3月31日まで	101	に、	平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで	100
4月1日から 3月31日まで	101			

」

「

を

平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで	100
平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで	100

に改める。

」

- 2 この決定による改正は、平成30年4月1日から効力を発生する。